

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市ハツ杉森林学習センター設置及び管理条例(平成17年越前市条例第150号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用区分及び使用時間)

第2条 森林学習センターの使用区分は、宿泊、会議及び実習とし、その使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 使用時間は、宿泊については午後4時から翌日の午前10時までとする。

(2) その他については午前10時から午後10時までとし、午後10時以降の出入りは原則として認めない。ただし、市長が承認した場合においては、この限りでない。

(平19規則20・一部改正)

(休館日)

第3条 森林学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 毎週火曜日と毎月第3日曜日

(2) 12月1日から翌年の3月31日まで

2 宿泊による使用については、前項に規定する休館日のほか、11月1日から翌年の4月30日までの間休止するものとする。

(平19規則20・一部改正)

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定により、森林学習センターの使用許可を受けようとする者は、越前市ハツ杉森林学習センター使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日前6箇月から7日までの間に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請を許可する場合は、越前市ハツ杉森林学習センター使用許可書(様式第2号)を使用者に交付する。

(使用料の減免)

第5条 条例第12条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用許可申請と同時に越前市ハツ杉森林学習センター使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(平17規則193・一部改正)

(使用期間)

第6条 森林学習センターは、同一の者が引き続き7日を超えて使用することができない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(入館者の遵守事項)

第7条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 館内での所定場所以外での飲酒又は喫煙をしないこと。

(2) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力等を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 使用許可を受けた施設、附属設備等以外は使用しないこと。

(4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(5) 火災、盗難事故等の発生を防止する措置をとること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、森林学習センターの職員の指示に従うこと。

(指定管理者制度による読替え)

第8条 条例第7条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第2条から第4条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号及び様式第2号の規定中「越前市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(その他)

第9条 この規則に定めるほか、森林学習センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成17年12月26日規則第193号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月31日規則第20号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月26日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則を施行する際現にあるこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、この規則による改正後の様式により調製された用紙とみなす。

附 則(令和2年2月17日規則第2号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条、第8条関係)

(令2規則2・全改)

様式第1号(第4条、第8条関係)

越前市八ツ杉森林学習センター使用許可申請書

年 月 日

越前市長 殿

申請者	住 所		滞 在 期 間	月 日 時から
	氏 名			月 日 時まで
	団 体 名		人 数	一般（高校生以上） 人
	連 絡 先	Tel Fax		小・中学生 人 幼児 人
利 用 目 的				
利 用 希 望		・ 宿泊施設（森の家） ・ 管理棟兼宿泊施設（森の家内 和室その他） ・ 研修施設（八角堂） ・ 創作施設（木工体験） ・ バンガロー ・ キャンプ場 ・ 炊事施設その他休養施設（バーベキューハウス） ・ その他（ ） ※利用時間・食事数等は、別紙に詳しく御記入ください。		
冷 暖 房 の 使 用		有 ・ 無		

様式第2号(第4条、第8条関係)
(令2規則2・全改)

様式第2号(第4条、第8条関係)

越前市ハツ杉森林学習センター使用許可書

年 月 日

様

越前市長

次のとおり使用を許可します。

利 用 期 間	年 月 日 午前・午後 時から 日 午前・午後 時まで	
利 用 人 数	大人 人(男 人・女 人)・小・中学生 人(男 人・女 人)・ 幼児 人	
利 用 施 設	・宿泊施設（森の家） ・管理棟兼宿泊施設（森の家内 和室その他） ・研修施設（八角堂） ・創作施設（木工体験） ・バンガロー ・キャンプ場 ・炊事施設その他休養施設（バーベキューハウス） ・その他（ ）	
施 設 使 用 料	使用料	円
	減免額	円
冷 暖 房 使 用 料	使用料	円
	減免額	円
納 入 年 月 日	年 月 日 納入済・後納	合計使用料 円

< 誓 約 書 >

①所定場所以外での喫煙・飲食・火気の使用をしません。②騒音・怒声・暴力等行為をしません。③利用許可を受けた施設以外は使用しません。④火災・盗難事故等の発生を防止する措置を取ります。⑤自分で出したゴミは全て自分で持ち帰ります。⑥その他、森林学習センターの職員の指示に従います。

代表者氏名 _____

(注) 使用の際は、本許可書を係員に提示してください。

(この処分に対して不服がある場合)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、越前市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、越前市を被告として(訴訟において越前市を代表する者は越前市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 指定管理者がこの処分を行うときは、この教示中「越前市を被告として(訴訟において越前市を代表する者は越前市長となります。)」とあるのは「指定管理者を被告として」とする。

様式第3号(第5条関係)

(令2規則2・全改)

越前市ハツ杉森林学習センター使用料減免申請書

年 月 日

越前市長 殿

申請者 住所

氏名

(連絡先 —)

使用料の減免を申請します。

使 用 施 設 等	使用施設、使用日時、使用目的等は、越前市ハツ杉森林学習センター使用許可申請書（様式第 1 号）に記載のとおり
施 設 使 用 料	円
冷 暖 房 使 用 料	円
減 免 申 請 理 由	

※減免決定額 円

※使用料計 円

施設使用料 円（減免率 %）

冷暖房使用料 円（減免率 %）